

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 被処分職員	高松ブロック統括センター 課長級職員（53 歳・男性）
2 事案の概要	今年5月20日（水）午前0時38分頃、高松市内で飲酒后、帰宅しようと自転車を運転していたところ、警察に呼び止められ呼気検査を受けた。 検査の結果、基準値を超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転により、7月7日（火）に罰金20万円に処せられたもの。
3 処分の内容	停職1月
4 処分の時期	令和8年9月1日